除雪作業にご協力ください

町では、12月から3月までの4か月間、皆様の生活道路を確保するための除雪作業を行います。効率的な除雪作業を行うためにも、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

ご協力いただきたいこと

①車道への雪出し禁止
交通事故や交通渋滞の原因になります。

②路上駐車の禁止
除雪作業の支障となります。除雪作業が遅れるほか、駐車車両の先の道路を除雪できないことがあります。

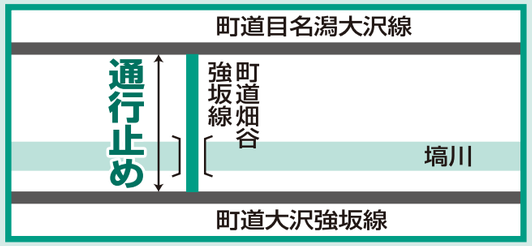
③玄関先から道路へ出る間口は各家庭で
除雪車が通った後は、道端に雪が寄せられます。玄関先や車庫前に残った雪の片付けをお願いします。

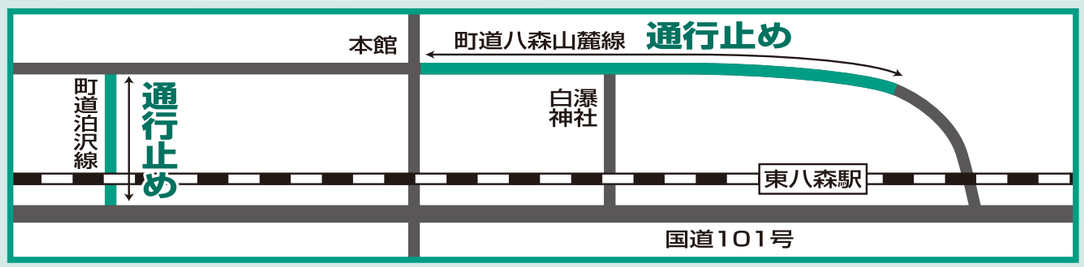
町道の冬季閉鎖箇所

降雪時から２月末（予定）までの間、下記の図のとおり全面通行止めにします。
ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■問合せ先　建設課　☎７６－４６１０







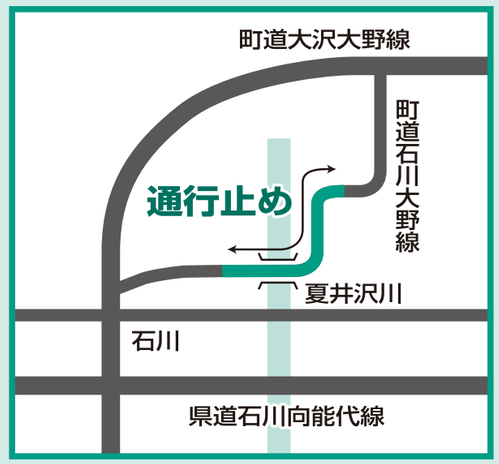
踏切の冬季閉鎖箇所

ＪＲ五能線の下記踏切は例年どおり通行ができなくなります。ご理解とご協力をお願いします。

■踏 切 名
高野々、家の後、浜田

■閉鎖期間
令和８年12月８日(火)～令和９年３月18日(木)

■問合せ先
東能代保線技術センター　電話５８－３１０５



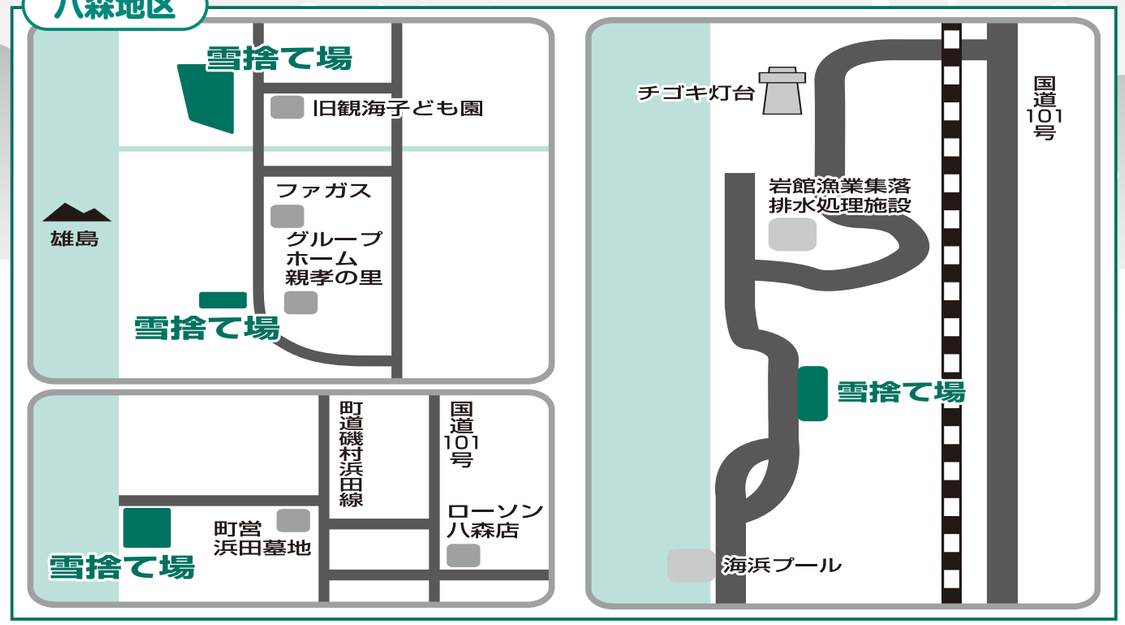
雪捨て場のお知らせ

雪捨て場区域には看板等を設置しておりますので、その区域をご利用ください。
【ご注意】雪は必ず奥から順に捨て、通路や入口には捨てないでください。

峰浜地区



八森地区



【自治会・住民組織の皆さまへ】

地域支え合い活動支援 機械貸付のご案内



～安全で住み良い地域づくりのために、小型除雪機械を無償で貸し出します～

少子高齢化が進む中、地域内での助け合い活動の重要性が高まっています。
八峰町では、自治会や住民組織が主体となって行う高齢者世帯等への除雪活動を応援するため、町が所有する小型除雪機械の貸付事業を行っています。地域の負担軽減や安全確保に、ぜひご活用ください。



対象となる団体	八峰町内の自治会、住民組織、NPO法人などで町長が認めた団体
貸付対象の機械	小型除雪機械、軽トラック、歩み板　※軽トラと歩み板は運搬時
対象となる活動	地域内の独力では作業が困難な高齢者世帯や障がい者世帯等を対象に、団体が主体となって実施する除雪作業が対象です。※営利目的の活動や、特定の個人の個人的な趣味・作業等には貸し出しできません。
貸付手数料	無料（燃料費等の運用実費は原則として利用者側での負担となります）

ご利用の流れ（お申し込み方法）

1.申請書の提出	事前に、所定の「貸付申請書」を福祉保健課へご提出ください。
2.機械の貸出	承認後、指定日時に役場にて機械を貸出します。
3.機械の返却	機械を清掃し、燃料を満タンにした状態で返却し、実績報告を行ってください。 実績報告には機械を使用している写真（印刷・データいずれも可）が必要です。

■問合せ・申込み先　福祉保健課（保険年金福祉係）　☎７６－４６０８　FAX ７６－２１１３
〒018-2502 八峰町峰浜目名潟字目長田118